

# 「南海トラフ地震防災対策計画」の作成義務について

## 和歌山県

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)に基づき、南海トラフ巨大地震の津波により30cm以上の浸水が想定される区域内で、一定の施設を管理・運営する者においては、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた南海トラフ地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)を作成しなければなりません。

令和元年5月31日に国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更され、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の防災対応が追加されました。

国の基本計画を踏まえ、県や市町村が作成している南海トラフ地震防災対策推進計画、事業者が作成している南海トラフ地震防災対策計画を変更する必要があります。

### ■対策計画の作成対象事業者

作成義務のある事業者は、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定において、30cm以上の浸水が想定されている区域内(次頁をご覧ください。)で、次の施設等を管理・運営する方です。

- ・病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- ・学校、社会福祉施設 ・石油類、火薬類、高圧ガスなどの施設
- ・水道、電気、ガス、通信、放送、鉄道施設 ・1,000人以上が勤務する工場など

※ 消防法等に基づき消防計画等を作成する義務のある方は、対策計画に代えて、対策計画に定める事項を盛り込んだ消防計画等を作成する必要があります。この計画部分を「南海トラフ地震防災規程」(以下「地震防災規程」という。)と言います。また、法令に基づく消防計画又は予防規程等をそれぞれ提出する義務のある方は、それぞれの計画又は規程等を作成する必要があります。

### ■対策計画に定める事項

#### ①津波からの円滑な避難の確保に関する事項

避難場所・避難経路の選定、顧客等の避難誘導後の従業員の避難等

#### ②防災訓練に関する事項

防災訓練の実施内容、方法等 ※年1回以上実施するよう努める。

#### ③地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

地震防災上の職員の役割等に関する教育の実施内容、方法等

## ■今回新たに定める事項

### ①時間差発生等における避難

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の災害応急対策に係る措置等

### ②地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき取られる措置の内容等

## ■対策計画等の届出先

①対策計画……………和歌山県知事(県防災企画課)

②地震防災規程……………各法令で定める届出先

(例：消防法第8条第1項の消防計画の提出先→消防長)

※①②のいずれか一方を作成して届出することとなります。

※市町村長に対策計画(又は地震防災規程)の写しを送付しなければなりません。

## ■南海トラフ巨大地震で津波30cm以上の浸水が想定される区域

浸水区域は、県ホームページ「南海トラフの巨大地震の浸水想定図」に掲載しています。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/d00153865.html>

区域が判別できない場合は、最寄りの市町防災担当部局までお問い合わせください。

### <30cm以上の浸水域の概要図>

